## 健康増進法により施設管理者等に課される義務及び違反時の対応(2020年4月~)

義務の内容	義務違反時の都道府県等の対応		左記の対応でも改善されない
	指導・助言	勧告・命令・公表	場合の罰則 (過料)
喫煙禁止場所における喫煙器具・設備等の撤去	0	0	50万円以下
喫煙室の基準適合	0	0	50万円以下
施設要件の適合(喫煙目的施設に限る)	0	0	50万円以下
施設標識の掲示	0		50万円以下
施設標識の除去	0		30万円以下
書類の保存 (喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)	0	_	20万円以下
都道府県等の立入検査への対応	_	_	20万円以下
20歳未満の者の喫煙可能場所への立入禁止	0	_	_
広告・宣伝 (喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る)	0	_	_